

生駒市規則第 5 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 12 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 41 条の 3」を「第 41 条の 2」に改める。

第 2 条中 「秘書課 秘書係
広報広聴課 広報広聴係」を「秘書広報広聴課 秘書係 広報広
聴係」に、「環境保全係 環境整備係」を「環境保全係」に、「高齢福祉課」
を「高齢施策課」に、「高齢福祉係」を「高齢対策係 包括ケア推進係」に、
「下
「保険係 予防推進係」を「保険係」に、「こども係」を「庶務係」に、
「下
水道管理課 管理係 施設係
竜田川浄化センター
水道推進課 工務係」を「下水道課 管理係 施設係 工務係
竜田川浄化センター」に改
める。

第 3 条中「第 41 条の 3」を「第 41 条の 2」に改める。

第 4 条中「秘書課」を「秘書広報広聴課」に改め、同条秘書係の項に次の 1
号を加える。

(9) 課の庶務に関すること。

第 4 条に次の 1 項を加える。

広報広聴係

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) 広報いこま、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) シティプロモーションの推進に関すること。
- (5) 報道機関に関すること。
- (6) 広聴活動の企画及び連絡調整に関すること。
- (7) 市民の陳情、要望等の受付及び連絡調整に関すること。
- (8) 世論調査等に関すること。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第10条の3環境保全系の項第1号中「自然環境」の次に「及び生物の多様性」を加え、同項第6号を同項第15号とし、同項第5号の次に次の9号を加える。

- (6) 環境美化の推進に関すること。
- (7) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (8) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。
- (9) 埋火葬の許可に関すること（市民課の届出に係るものを除く。）。
- (10) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (11) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (12) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による犬の登録等に関すること。
- (13) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関すること。
- (14) そ族、昆虫等の駆除の指導に関すること。

第10条の3環境整備系の項を削る。

第20条中「高齢福祉課」を「高齢施策課」に改め、同条庶務年金係の項第8号中「、シルバー人材センター」を削り、同項第12号及び第13号中「関すること」の次に「（他課の所管に係るものを除く。）」を加え、同条高齢福祉係の項第5号中「老人福祉関係団体」を「シルバー人材センター及び老人福祉関係団体」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加え、同項を同条高齢対策係の項とする。

(7) 一般介護予防事業に関すること。

(8) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること。

第20条に次の1項を加える。

包括ケア推進係

(1) 地域支援事業における介護予防事業に関すること。

(2) 地域支援事業における包括的支援事業に関すること。

(3) 地域支援事業における任意事業に関すること。

(4) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関すること。

(5) 地域包括ケアの推進に関すること。

(6) 高齢者の権利擁護に関すること。

第23条予防推進係の項を削る。

第24条こども係の項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第73号」を「第238号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「保育所」を「市立の保育所」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「保育所及びこども園」を「特定教育・保育施設及び地域型保育事業」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え、同項を同条庶務係

の項とする。

- (3) 少子化対策に関すること。

第24条保育幼稚園系の項を次のように改める。

保育幼稚園係

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。
- (2) 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- (4) 認可保育所の入退所に関すること。
- (5) 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。
- (6) 認可保育所及び市立の幼稚園の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。
- (7) 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。
- (8) 市立の保育所及びこども園職員の任免、研修その他人事に関すること。
- (9) 保育所運営委員会に関すること。

第41条中「下水道管理課」を「下水道課」に改め、同条管理系の項第1号中「基本構想及び基本調査並びに」を削り、同項第10号中「部及び」を削り、同号を同項第12号とし、同項第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 下水道補助事業の申請に関すること。

第41条管理系の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本計画、計画決定及び事業計画に関

すること。

第41条に次の1項を加える。

工務係

- (1) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (5) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関すること。
- (6) 処理場の設計、施工及び監督に関すること。
- (7) 私道内公共下水道枝管工事に関すること。

第41条の3を削る。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「秘書課長」を「秘書広報広聴課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第3条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表中「高齢福祉課長」を「高齢施策課長」に、「下水道管理課長」を「下水道課長」に改める。

別表の専用公印の表中「秘書課長」を「秘書広報広聴課長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

秘書広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「高齢福祉課長」を「高齢施策課長」に、「下水道管理課長」を「下水道課長」に、

竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
下水道推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に

改める。

（生駒市福祉事務所処務規則の一部改正）

第5条 生駒市福祉事務所処務規則（平成25年3月生駒市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢福祉課」を「高齢施策課」に改める。

別表第1中「高齢福祉課長」を「高齢施策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。